

令和7年第2回美浦村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○会期日程	2
○提出議案提案理由説明書	3
○提出追加議案提案理由説明書	13

第1号（6月10日）

○日時	15
○議案	15
○出席並びに欠席議員	15
○説明のため出席した者の職氏名	16
○職務のため出席した者の職氏名	16
○開会及び開議	16
・議事日程報告	17
・村長挨拶	17
・会議録署名議員の指名	18
・会期決定の件	19
・報告第1号～報告第4号 上程、質疑	19
・議案第1号～議案第3号 上程、質疑、討論、採決	20
・議案第4号、議案第5号 上程、質疑、討論、採決	21
・議案第6号～議案第12号 上程	22
○散会	23

第2号（6月20日）

○日時	25
○議案	25
○出席並びに欠席議員	25
○説明のため出席した者の職氏名	26
○職務のため出席した者の職氏名	26
○開議	26
・議事日程報告	26
・一般質問	26

下村 宏君	27
林 昌子君	34
松村広志君	51
・議案第6号 質疑、討論、採決	56
・議案第7号 質疑、討論、採決	57
・議案第8号 質疑、討論、採決	57
・議案第9号 質疑、討論、採決	58
・議案第10号 質疑、討論、採決	58
・議案第11号 質疑、討論、採決	58
・議案第12号 質疑、討論、採決	59
・議案第13号、議案第14号 上程、質疑、討論、採決	59
・閉会中の所管事務調査の件	61
○閉会	61

令和 7 年美浦村告示第 7 6 号

令和 7 年第 2 回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 5 月 8 日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 令和 7 年 6 月 1 0 日

2. 場 所 美浦村議会議場

令和 7 年第 2 回美浦村議会定例会会期日程

期 日	曜日	会議	時 刻	内 容
6 月 1 0 日	火	本会議	午前10時	開会 報告・質疑 議案上程・提案理由の説明 一部議案質疑・討論・採決
6 月 1 1 日	水	委員会	午前10時	総務経済委員会
		委員会	午後 2 時	厚生文教委員会
6 月 1 2 日	木	休会		議案調査
6 月 1 3 日	金	休会		議案調査
6 月 1 4 日	土	休会		議案調査
6 月 1 5 日	日	休会		議案調査
6 月 1 6 日	月	休会		議案調査
6 月 1 7 日	火	休会		議案調査
6 月 1 8 日	水	休会		議案調査
6 月 1 9 日	木	休会		議案調査
6 月 2 0 日	金	本会議	午前10時	一般質問 議案質疑、討論、採決 閉会

令和 7 年第 2 回美浦村議会定例会提出議案提案理由説明書

報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について（令和 6 年度美浦村一般会計）

報告第 1 号 令和 6 年度美浦村一般会計、繰越明許費繰越計算書につきまして、御説明申し上げます。

議案書の 3 ページをお開きください。

令和 6 年度美浦村一般会計予算により設定を行いました繰越明許費につきまして、繰越額及びその財源が確定いたしましたので、報告するものでございます。

次ページをお開きください。

初めに、総務費の総務管理費では、財産管理費として、設定額と同額 1,442 万 1 千円を繰り越しております。

この財源につきましては、全額が一般財源となっております。

次に、民生費の社会福祉費では、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事務費として、設定額と同額 73 万 1 千円を繰り越しております。

この財源につきましては、全額が一般財源となっております。

同じく、令和 6 年度物価高騰対応重点支援給付金給付費として、設定額と同額 851 万円を繰り越しております。

この財源につきましては、全額が国庫支出金となっております。

同じく、令和 6 年度物価高騰対応重点支援給付金給付事務費として、設定額と同額 447 万 5 千円を繰り越しております。

この財源につきましては、435 万円が国庫支出金、残りの 12 万 5 千円が一般財源となっております。

次に、土木費の道路橋梁費では、道路新設改良事業費として、設定額と同額 1,371 万 7 千円を繰り越しております。

この財源につきましては、全額が一般財源となっております。

以上、令和 6 年度美浦村一般会計、繰越明許費繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

報告第 2 号 事故繰越し繰越計算書について（令和 6 年度美浦村一般会計）

報告第 2 号 令和 6 年度美浦村一般会計、事故繰越し繰越計算書につきまして、御説明申し上げます。

6 ページをお開きください。

土地改良振興事業費の興津地区土地改良整理組合井戸ポンプ改修事業につきまして、昨年の第 2 回議会定例会におきまして、令和 6 年度美浦村一般会計補正予算（第 1 号）により工事費等を予算化し、年度内の事業完了を予定しておりましたが、工事する井戸に想定外の損傷が確認され、別の場所に井戸を掘らなければならなくなり、

設置箇所の確定に時間を要したことで年度内の完了ができなくなったため、事故繰越しといたしました。

なお、この工事につきましては、6月30日を工期末としており、現在も工事を行っております。

事故繰越しの額及びその財源について、御説明申し上げます。

支出負担行為額は工事費の請負契約額の2,552万円で、この全額が支出未済額となり、翌年度繰越額となっております。財源につきましては、雑入の土地改良施設維持管理適正化事業交付金が1,809万円、土地改良施設維持管理適正化事業興津地区超過分負担金が487万8千円、残りの255万2千円が一般財源となっております。

以上、令和6年度美浦村一般会計、事故繰越し繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

報告第3号 繰越計算書について（令和6年度美浦村水道事業会計）

報告第3号 令和6年度美浦村水道事業会計、繰越計算書につきまして、御説明申し上げます。

8ページをお開きください。

資本的支出の建設改良費の配水施設拡張費の歳出予算の経費を、本年度に繰り越して使用することとしたため、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告するものでございます。

以上、令和6年度美浦村水道事業会計、繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

報告第4号 繰越計算書について（令和6年度美浦村下水道事業会計）

報告第4号 令和6年度美浦村下水道事業会計、繰越計算書につきまして、御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

資本的支出の建設改良費の管渠建設改良費及び処理場建設改良費の歳出予算の経費を、本年度に繰り越して使用することとしたため、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告するものでございます。

以上、令和6年度美浦村下水道事業会計、繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例の一部を改正する条例）

議案第1号 専決処分の承認を求めることにつきまして、御説明申し上げます。

12ページ・13ページをお開きください。

本案は、「令和 7 年度税制改正大綱」を踏まえた「地方税法等の一部を改正する法律」が、令和 7 年 3 月 31 日に内閣府より公布され、4 月 1 日から施行されていることに伴い、本村税条例等の改正が必要な項目について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分により「美浦村税条例」を改正しましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

今回の改正は、現下の経済情勢等を踏まえ、軽自動車税の種別割の標準税率に係る二輪車の車両区分の見直しを行うとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例で引用する同法の条項を整備するものです。

以上、専決処分を行いました美浦村税条例一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第 2 号 専決処分の承認を求めることにつきまして、御説明申し上げます。

15 ページをお開きください。

本案は、美浦村国民健康保険税条例の一部改正について、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日から施行されることに伴い、本村国民健康保険税条例に改正が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、3 月 31 日に専決処分を行いましたので、同条第 3 項に基づき御報告をするとともに、御承認をお願いするものでございます。

改正の主な内容は、国民健康保険税の課税限度額改正と減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しでございます。

以上、専決処分を行いました美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度美浦村一般会計補正予算（第 9 号））

議案第 3 号 専決処分の承認を求めることにつきまして、御説明申し上げます。

17 ページをお開きください。

本案は、令和 6 年度美浦村一般会計補正予算（第 9 号）を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 31 日に専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分を行った令和 6 年度美浦村一般会計補正予算（第 9 号）につい

て、御説明申し上げます。

18ページをお開きください。

第1条の繰越明許費の補正では、令和6年度物価高騰対応重点支援給付金事業の給付費及び給付事務費について、年度内に完了できない給付分について、翌年度へ繰り越しの設定をしておりましたが、年度内の給付見込が想定より少なかったため、翌年度への繰越額を変更いたしております。

以上、専決処分を行いました令和6年度美浦村一般会計補正予算（第9号）につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第4号 美浦村政治倫理審査会委員の委嘱について

議案第4号 美浦村政治倫理審査会委員の委嘱につきまして、御説明申し上げます。

19ページをお開きください。

本案は、美浦村政治倫理審査会委員7名の方全員が、令和7年6月30日をもって任期満了になることに伴い、川又俊宏（かわまた としひろ）氏、中澤眞一（なかざわ しんいち）氏におきましては退任、堀越文恵（ほりこし ふみえ）氏、武田すみ江（たけだ すみえ）氏、浅尾八十（あさお やそ）氏、野路輝雄（のじ てるお）氏及び市川 博貞（いちかわ ひろさだ）氏を引続き再任とし、磯山 貴洋（いそやまたかひろ）氏、濱田 勘木（はまだ さだき）氏を新任として委嘱することについて、美浦村政治倫理条例第5条第3項の規定により、同意を求めるものであります。

いずれの方々につきましても人格、識見豊かな方として政治倫理審査会委員に委嘱いたしたく、議会の御同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、個々の経歴につきましては別紙資料を参照くださいますよう、お願いいたします。

以上、議案第4号 美浦村政治倫理審査会委員の委嘱につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第5号 美浦村監査委員の選任について

議案第5号 美浦村監査委員の選任につきまして、御説明申し上げます。

20ページをお開きください。

本案は、議会の中から選任される監査委員として御尽力いただいております、岡沢 清（おかざわ きよし）監査委員が、令和7年5月21日をもちまして監査委員を辞職する旨の辞職願を提出されたことに伴い、地方自治法第196条第1項の規定により、新たに議会の中から選出される監査委員として、下村 宏（しもむら ひろし）議員を選任したく、議会の御同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、議案第5号 美浦村監査委員の選任につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第 6 号 美浦村職員の旅費に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第 6 号 美浦村職員の旅費に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、御説明申し上げます。

21ページ・22ページをお開きください。

本案は、本年第 1 回定例会において全部改正された「美浦村職員の旅費に関する条例（令和 7 年美浦村条例第 9 号）」が 4 月 1 日から施行したことに伴い、関係条例において引用している当該条例番号を改めるため、所要の改正を行うものです。

以上、議案第 6 号 美浦村職員の旅費に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第 7 号 美浦村税条例の一部を改正する条例

議案第 7 号 美浦村税条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

23ページから27ページをお開きください。

本案は、「令和 7 年度税制改正大綱」を踏まえた「地方税法等の一部を改正する法律」が、令和 7 年 3 月 31 日に内閣府より公布され、4 月 1 日から施行されていることに伴い、本村税条例の改正が必要な項目について、改正するものです。

今回の改正は、現下の経済情勢等を踏まえ、個人住民税の特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うものです。

以上、議案第 7 号 美浦村税条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第 8 号 財産の取得について（R07国補美浦村立学校学習者用コンピュータ機器等購入）

議案第 8 号 財産の取得につきまして、御説明申し上げます。

28ページをお開きください。

本案は、予定価格が700万円を超える財産の取得であるため、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本業務につきましては、美浦小学校及び美浦中学校の児童生徒が使用する授業用タブレットを購入するものでございます。

まず、1の契約の目的は、「美浦村立学校学習者用コンピュータ機器等購入」でございます。

2の契約方法につきましては、プロポーザル方式による随意契約となっております。

3の契約の金額でございますが、税込49,302,907円、うち消費税及び地方消費税の額は4,482,082円でございます。

4の契約の相手方でございますが、「関彰商事株式会社ビジネストランスフォーメーション部つくば支店」となります。

5の履行期間につきましては、議会の議決をいただいた上で行う本契約日の翌日から8月29日までとなっております。

6の予算の支出科目でございますが、一般会計の教育総務費からの支出となっております。

以上、議案第8号 財産の取得につきまして御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第9号 令和7年度美浦村一般会計補正予算（第1号）

議案第9号 令和7年度美浦村一般会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

30ページをお開きください。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入、歳出それぞれ6,787万1千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ71億6,787万1千円とするものでございます。

今回の補正は、令和7年度当初予算の編成時期の関係から、当初予算に組み込むことができなかったもの、また、その後必要が生じた事項で早急な予算措置が必要になったものにつきまして、計上をいたしております。

次に、第2条の債務負担行為では、現契約が本年度に終了するもので、新契約を本年度内に締結し、契約期間が次年度以降になる業務について、2件の債務負担行為の設定をお願いいたしております。

次に、第3条の地方債の補正では、1件の事業債を変更いたしております。

地方債の補正につきまして、御説明申し上げます。

緊急防災・減災事業債では、屋外防災行政無線整備事業の財源として、当初予算計上額330万円との差額の1,360万円を増額いたしております。

なお、詳細につきましては、歳出補正予算の説明の中で御説明申し上げます。

それでは、特に補正額の大きなものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づき、御説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。

38ページをお開きください。

初めに、総務費について、申し上げます。

総務管理費の企画費では、ふるさと応援寄附金事業費で、総額72万6千円の計上をお願いいたしております。こちらは、ふるさと応援寄附金の返礼品としてトレセン調教見学付き村内ツアーを実施することとなり、ツアー案内係の謝礼、バス借上げ料等の計上となっております。

同じく、地域公共交通確保対策事業費で、委託料として1,975万5千円の計上をお願いいたしております。こちらは、交通空白状態の脱却を目的として、A I デマンド交通の運行のためのアプリ導入及び本格運行に向けた実証事業に係る業務を委託するものです。

なお、財源につきましては、500万円までの事業費については全額、500万円を超える事業費については3分の2が国庫支出金となっております。

続いて、民生費について、申し上げます。

次ページをお開きください。

社会福祉費の老人福祉費では、在宅福祉事業費で、補助金として60万円の計上をお願いいたしております。こちらは、生活支援及び社会参加の促進を図るため、聴力の低下により日常生活に支障がある高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用について最大2万円を助成する制度を新設するものです。

次ページをお開きください。

次に、児童福祉費の保育所費では、木原保育所管理費で、89万9千円の増額をお願いいたしております。こちらは、保育所の用務員について、退職により欠員が生じたため、その業務を委託するための清掃委託料の増額となっております。

続いて、衛生費について、申し上げます。

保健衛生費の保健衛生総務費では、母子保健事業費で、不妊治療費補助金として40万円の計上をお願いいたしております。こちらは、高額な医療費がかかる不妊治療のうち、医療保険適用の生殖補助医療と先進医療を組み合わせを行ったときの先進医療に要する費用について助成する制度を新設するものです。

なお、財源につきましては、2分の1が県支出金となっております。

同じく、子育て世代包括支援事業費で、総額399万4千円の増額をお願いいたしております。こちらは、職員の退職により欠員が生じたため、会計年度任用職員を増員するものです。

続いて、消防費について、申し上げます。

消防費の非常備消防費では、消防団運営費で、令和6年度自治消防団員退職者23名分の退職報償金682万円の増額をお願いいたしております。長年にわたり地域の消防防災活動に御尽力いただきました消防団員の方々には、改めまして敬意を表しますとともに、感謝を申し上げる次第であります。

同じく、災害対策費では、屋外防災行政無線管理費で、総額1,368万5千円の計上を

お願いいたしております。こちらは、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）のシステム更新に対応した新型受信機を整備するものです。

なお、財源につきましては、冒頭で説明いたしました地方債と、残りは一般財源となっております。

続いて、教育費について、申し上げます。

次ページをお開きください。

小学校費の教育振興費では、小学校教育振興事業費で、社会科の副読本作成業務委託料として、134万7千円の計上をお願いいたしております。

次ページをお開きください。

次に、中学校費の学校管理費では、中学校施設管理費で、総額1,238万8千円の計上をお願いいたしております。こちらは、小中学校共用体育館のコートライン整備、バスケット装置更新等に係る修繕料及び備品購入費となっております。

ここまで、主な歳出の補正項目につきまして御説明申し上げました。

続きまして、歳入予算について、御説明申し上げます。

前にお戻りいただきまして、37ページをお開きください。

初めに、国庫支出金について、申し上げます。

国庫補助金の総務費国庫補助金では、歳出予算の中で説明いたしました地域公共交通確保対策事業費の財源として、「交通空白」解消緊急対策事業補助金1,433万6千円の計上をいたしております。

同じく、民生費国庫補助金では、地域診療情報連携推進費補助金として、12万1千円の計上をいたしております。こちらは、当初予算で計上いたしました、マイナンバーカードを活用した、医療費助成のオンライン資格確認実施のためのシステム改修委託料に対して、2分の1が補助されるものです。

続いて、県支出金について、申し上げます。

県補助金の衛生費県補助金では、歳出予算の中で説明いたしました不妊治療費補助金の財源として、20万円の計上をいたしております。

続いて、繰入金について、申し上げます。

基金繰入金の財政調整基金繰入金では、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして、3,095万4千円の増額補正をいたしております。

続いて、諸収入について、申し上げます。

雑入の消防団員退職報償金では、歳出予算の中で説明いたしました退職消防団員に対する報償金の財源として、682万円の増額補正をいたしております。

最後に、村債につきましては、冒頭の地方債の補正で御説明いたしておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第9号 令和7年度美浦村一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第10号 令和7年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第10号 令和7年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

50ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、財源の異動のみの補正となることから、予算総額に変更はございません。

それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により、歳出から御説明申し上げます。

56ページをお開きください。

総務費について、申し上げます。

総務管理費の一般管理費では、国民健康保険事務費でマイナ保険証の周知に係る経費が補助対象となることから、印刷製本費22万1千円のうち、3万8千円の財源変更をいたしております。

次に、歳入について、御説明申し上げます。

55ページをお開きください。

国庫支出金について、申し上げます。

国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金では、歳出の国民健康保険事務費で計上しました印刷製本費の補助金として、3万8千円の増額補正をいたしております。

続いて、繰入金について、申し上げます。

他会計繰入金の一般会計繰入金では、当初、国民健康保険事務費に財源充当していた職員給与費等繰入金の一部が補助対象となったことから、3万8千円の減額補正をいたしております。

以上、議案第10号 令和7年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第11号 令和7年度美浦村下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第11号 令和7年度美浦村下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

57ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用で38万8千円、特別損失で259万2千円の増額補正をお願いしております。

また、第3条の資本的収入及び支出につきましては、企業債償還金で730万円の増額

補正をお願いしております。

それでは、補正予算明細書に基づきまして御説明申し上げます。

61ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出予算につきまして、御説明申し上げます。

支出の営業費用では総係費（公共下水道事業）の備消耗品費等で38万8千円、特別損失ではその他特別損失（公共下水道）で、企業債繰上償還補償金として259万2千円の増額をお願いしております。

62ページをお開きください。

また、資本的収入及び支出の支出予算につきましては、支出の企業債償還金（公共下水道）で、企業債元金繰上償還金として730万円の増額をお願いしております。

以上、議案第11号 令和7年度美浦村下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第12号 令和7年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）

議案第12号 令和7年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

63ページをお開きください。

第2条の収益的支出につきまして、支出の営業費用で751万3千円の増額をお願いいたしております。

それでは、補正予算明細書に基づきまして、御説明申し上げます。

66ページをお開きください。

収益的支出で、営業費用の発電費で修繕料751万3千円の計上をいたしております。この補正につきましては、メガソーラー発電所内のPCS内にあるエアコンの老朽化により、修繕を行うものです。

以上、議案第12号 令和7年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

令和7年第2回美浦村議会定例会提出追加議案提案理由説明書

議案第13号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第13号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

議案書の3ページから5ページをお開きください。

本案は、最近における物価の変動等を考慮し、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、選挙長等の報酬の額を改正する必要があるため、所要の改正を行うものです。

以上、議案第13号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げました。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第14号 令和7年度美浦村一般会計補正予算（第2号）

議案第14号 令和7年度美浦村一般会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正予算の背景といたしまして、令和6年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において、低所得世帯支援枠について給付金の支援を行うとともに、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために「重点支援地方交付金」を追加する方針が示されました。

また、令和7年5月27日に令和7年度一般会計予備費の使用が閣議決定され、推奨事業メニュー分として、重点支援地方交付金の増額が措置されました。

今回の補正は、昨年度実施された定額減税を補足する給付を行うための予算の計上及び村内小中学校の児童生徒の学校給食費の無償化を行うため、当初予算で計上しております賄材料費の財源の変更をお願いするものでございます。

それでは、6ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入、歳出それぞれ5,119万7千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を72億1,906万8千円とするものでございます。

ただいま申し上げましたことにつきまして、補正予算事項別明細書に基づき御説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。

12ページをお開きください。

民生費について、申し上げます。

社会福祉費の社会福祉総務費では、定額減税補足給付金（不足額給付）給付費で、

4,200万円の計上をお願いいたしております。また、当該給付金に係る事務費としまして、総額919万7千円の計上をお願いいたしております。

定額減税補足給付（不足額給付）は、定額減税しきれない方への調整給付金の算定額につきまして、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき額と、当初調整給付額との間で不足が生じた方に対し、差額分を給付するものです。

財源につきましては、835万6千円が国庫補助金、残りの4,284万1千円が一般財源となっております。

なお、給付費につきましては、今後、国庫補助金が追加交付される見込みとなっております。

続きまして、歳入予算について、御説明申し上げます。

前にお戻りいただきまして、11ページをお開きください。

初めに、国庫支出金について、申し上げます。

国庫補助金の総務費国庫補助金では、冒頭及び歳出予算で御説明申し上げた事業費の財源となる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に5,275万6千円を計上しております。

続いて、繰入金について、申し上げます。

基金繰入金の財政調整基金繰入金では、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして、3,790万1千円の増額補正をいたしております。

続いて、諸収入について、申し上げます。

雑入の学校給食収入では、冒頭で御説明申し上げたとおり、美浦小学校及び中学校の児童生徒の賄材料費の財源変更分として、総額3,946万円の減額補正をいたしております。

以上、議案第14号 令和7年度美浦村一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**令和 7 年第 2 回
美浦村議会定例会会議録 第 1 号**

令和 7 年 6 月 1 0 日 開議

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(報告・質疑)

報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について (令和 6 年度美浦村一般会計)

報告第 2 号 事故繰越し繰越計算書について (令和 6 年度美浦村一般会計)

報告第 3 号 繰越計算書について (令和 6 年度美浦村水道事業会計)

報告第 4 号 繰越計算書について (令和 6 年度美浦村下水道事業会計)

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (美浦村税条例の一部を改正する条例)

議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて (美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて (令和 6 年度美浦村一般会計補正予算 (第 9 号))

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第 4 号 美浦村政治倫理審査会委員の委嘱について

議案第 5 号 美浦村監査委員の選任について

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第 6 号 美浦村職員の旅費に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第 7 号 美浦村税条例の一部を改正する条例

議案第 8 号 財産の取得について (R 0 7 国補美浦村立学校学習者用コンピュータ機器等購入)

議案第 9 号 令和 7 年度美浦村一般会計補正予算 (第 1 号)

議案第 10 号 令和 7 年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 11 号 令和 7 年度美浦村下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

議案第 12 号 令和 7 年度美浦村電気事業会計補正予算 (第 1 号)

1. 出席議員

1 番 山 崎 幸 子 君
3 番 諸 岡 正 明 君
5 番 葉 梨 公 一 君

2 番 北 出 攻 君
4 番 松 村 広 志 君
6 番 小 泉 嘉 忠 君

7 番 塚 本 光 司 君
 1 0 番 林 昌 子 君
 1 2 番 沼 崎 光 芳 君

9 番 下 村 宏 君
 1 1 番 小 泉 輝 忠 君

1. 欠席議員

8 番 岡 沢 清 君

1. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	小 松 正 樹 君
総 務 部 長	小 山 久 登 君
保 健 福 祉 部 長	柳 堀 浩 君
経 済 建 設 部 長	岡 澤 光 一 君
教 育 部 長	葉 梨 美 穂 君
総 務 課 長	笹 倉 英 雄 君
企 画 財 政 課 長	大 竹 裕 幸 君
税 務 課 長	佐 藤 大 吾 君
住 民 課 長	糸 賀 宏 実 君
福 祉 介 護 課 長	浅 野 麻 貴 君
健 康 増 進 課 長	坂 本 聖 子 君
国 保 年 金 課 長	浅 野 洋 子 君
都 市 建 設 課 長	糸 賀 卓 也 君
経 済 課 長	正 慶 將 暢 君
生 活 安 全 課 長	富 田 正 寿 君
上 下 水 道 課 長	米 澤 稔 君
学 校 教 育 課 長	松 葉 時 男 君
木 原 保 育 所 長	加 藤 厚 子 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	飯 田 和 徳
書 記	糸 賀 一 志
書 記	中 嶋 朋 幸

午前 1 0 時 1 0 分 開会及び開議

○議長（山崎幸子君） 皆さんおはようございます。

第 2 回定例会への御参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席議員は11名です。岡沢 清君の1名が欠席となっております。

なお、本議会でもポロシャツ議会ということで、皆さんの上着の脱着については、個々の判断にお任せをいたします。

これより、令和7年第2回美浦村議会定例会を開会いたします。

なお、今定例会中、広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の会議を開きます。

○議長（山崎幸子君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（山崎幸子君） それでは議事に入ります前に、村長の御挨拶をいただきたいと思います。

中島村長。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） おはようございます。令和7年第2回美浦村議会定例会に御参集、大変御苦労さまでございます。議員各位におかれましては、村政の発展と地域の活性化に御尽力されておりますことに、心より感謝申し上げます。

先月25日には美浦村制施行70周年記念式典が行われ、来賓の方々を迎え、村内の功労者表彰、企業の善行表彰を行い、式典後、ふるさと大使の阿井英二郎さんによる記念講演が行われ、「美浦村を未来（次世代）につなぐため 私たちができること～セルフコーチング～」について講演をいただきました。阿井さんには、大変御苦労さまでございました。

例年ですと天気予報で東日本も梅雨入り時期ですが、今週か来週には発表される可能性があります。雨量によっては被害が発生すること、想定しなければなりません。令和5年6月上旬、台風2号による影響で美浦村に線状降水帯が発生し、高橋川が氾濫、旧国道125号が冠水し、家屋では床上、床下浸水など、大きな被害が発生しました。

今年度も自然災害による河川の氾濫、村道への土砂災害などの対応に、生活安全課、都市建設課の迅速な対応を心がけてまいりたいと思います。

高橋川流域の改善策につきましても、稲敷市とともに茨城県土木部のアドバイスを受けながら、河川の氾濫を抑制できるよう進めているところであります。

梅雨入りの発表はありませんが、今週の土曜日、14日には稲敷市、阿見町、美浦村の3市町村が輪番で行う霞ヶ浦地区水防訓練を、今年度は美浦村が当番で木原の水遊園で行う予定であります。

近年、全国で大雨による水害が至る所で発生しております。水害による被害を最小限に抑えるためには、広域連携による水防訓練も重要であります。地域住民の安全安心にもつながると思いますので、備えあれば憂いなしのことわざのように、常日頃の訓練、予防が大切であります。

今、世界では、ロシア軍によるウクライナへの侵攻、ハマスとイスラエルの戦闘も、停戦が見通せない状況であります。生活に困窮する人たちをテレビなどで見るたび、早期の停戦が実現できるよう、国連を中心として世界の国々が連携することは今こそ必要であります。

議員各位におかれましては、季節の変わり目で寒暖差もあり、体調に十分留意され、御活躍いただきますようお願いいたします。

今定例会に提出する案件は、報告第1号で繰越明許費繰越計算書について（令和6年度美浦村一般会計）が1件、報告第2号で事故繰越し繰越計算書について（令和6年度美浦村一般会計）が1件、報告第3号で繰越計算書について（令和6年度美浦村水道事業会計）が1件、報告第4号で繰越計算書について（令和6年度美浦村下水道事業会計）が1件、議案第1号で専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例の一部を改正する条例）が1件、議案第2号で専決処分の承認を求めることについて（美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）が1件、議案第3号で専決処分の承認を求めることについて（令和6年度美浦村一般会計補正予算（第9号））が1件、議案第4号で美浦村政治倫理審査会委員の委嘱についてが1件、議案第5号で美浦村監査委員の選任についてが1件、議案第6号で美浦村職員の旅費に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例が1件、議案第7号で美浦村税条例の一部を改正する条例が1件、議案第8号で財産の取得について（R07国補美浦村立学校学習者用コンピュータ機器等購入）が1件、議案第9号で令和7年度美浦村一般会計補正予算（第1号）が1件、議案第10号で令和7年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）が1件、議案第11号で令和7年度美浦村下水道事業会計補正予算（第1号）が1件、議案第12号で令和7年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）が1件の16案件であります。

御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

○議長（山崎幸子君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長（山崎幸子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、次の3名を指名します。

12番議員 沼崎光芳 君。

2番議員 北出 攻 君。

3番議員 諸岡正明 君。

以上3名を指名いたしました。

○議長（山崎幸子君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から20日までの11日間としたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から20日までの11日間と決定をいたしました。

○議長（山崎幸子君） 日程第3 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（令和6年度美浦村一般会計）から報告第4号 繰越計算書について（令和6年度美浦村下水道事業会計）までを一括議題といたします。

本件につきましては、提案理由の説明書を事前配布しております。

お諮りいたします。

報告第1号から報告第4号について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（令和6年度美浦村一般会計）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、報告第1号の質疑を終結いたします。

次に、報告第2号 事故繰越し繰越計算書について（令和6年度美浦村一般会計）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、報告第2号の質疑を終結いたします。

次に、報告第3号 繰越計算書について（令和6年度美浦村水道事業会計）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、報告第3号の質疑を終結いたします。

次に、報告第4号 繰越計算書について（令和6年度美浦村下水道事業会計）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、報告第4号の質疑を終結いたします。

○議長（山崎幸子君） 日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例の一部を改正する条例）から議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度美浦村一般会計補正予算（第9号））の3議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっている3議案につきましては、提案理由の説明書を事前配布しております。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第3号について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例の一部を改正する条例）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決定をいたしました。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決定をいたしました。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度美浦村一般会計補正予算（第9号））の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決定をいたしました。

○議長（山崎幸子君） 日程第5 議案第4号 美浦村政治倫理審査会委員の委嘱について及び議案第5号 美浦村監査委員の選任についての2議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっている2議案につきましては、提案理由の説明書を事前配布しております。

お諮りいたします。

議案第4号及び議案第5号について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理

由の説明を省略することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

議案第4号 美浦村政治倫理審査会委員の委嘱についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定をいたしました。

議案第5号 美浦村監査委員の選任についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定をいたしました。

○議長（山崎幸子君） 日程第6 議案第6号 美浦村職員の旅費に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例から議案第12号 令和7年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）までの7議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっている7議案につきましては、提案理由の説明書を事前配布し

ております。

お諮りいたします。

議案第 6 号から議案第12号について、会議規則第39条第 3 項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

○議長（山崎幸子君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午前 1 0 時 3 0 分 散会

**令和 7 年第 2 回
美浦村議会定例会会議録 第 2 号**

令和 7 年 6 月 2 0 日 開議

一般質問

下村 宏 議員

林 昌子 議員

松村広志 議員

(質疑・討論・採決)

議案第 6 号 美浦村職員の旅費に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第 7 号 美浦村税条例の一部を改正する条例

議案第 8 号 財産の取得について (R 0 7 国補美浦村立学校学習者用コンピュータ機器等購入)

議案第 9 号 令和 7 年度美浦村一般会計補正予算 (第 1 号)

議案第 10 号 令和 7 年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 11 号 令和 7 年度美浦村下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

議案第 12 号 令和 7 年度美浦村電気事業会計補正予算 (第 1 号)

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第 13 号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 14 号 令和 7 年度美浦村一般会計補正予算 (第 2 号)

閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1 番	山 崎 幸 子 君	2 番	北 出 攻 君
3 番	諸 岡 正 明 君	4 番	松 村 広 志 君
5 番	葉 梨 公 一 君	6 番	小 泉 嘉 忠 君
7 番	塚 本 光 司 君	9 番	下 村 宏 君
1 0 番	林 昌 子 君	1 1 番	小 泉 輝 忠 君
1 2 番	沼 崎 光 芳 君		

1. 欠席議員

8 番 岡 沢 清 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中 島 栄 君
教 育	長	小 松 正 樹 君
総 務 部	長	小 山 久 登 君
保 健 福 祉 部	長	柳 堀 浩 君
経 済 建 設 部	長	岡 澤 光 一 君
教 育 部	長	葉 梨 美 穂 君
総 務 課	長	笹 倉 英 雄 君
企 画 財 政 課	長	大 竹 裕 幸 君
税 務 課	長	佐 藤 大 吾 君
住 民 課	長	糸 賀 宏 実 君
福 祉 介 護 課	長	浅 野 麻 貴 君
健 康 増 進 課	長	坂 本 聖 子 君
国 保 年 金 課	長	浅 野 洋 子 君
生 活 安 全 課	長	富 田 正 寿 君
上 下 水 道 課	長	米 澤 稔 君
学 校 教 育 課	長	松 葉 時 男 君
木 原 保 育 所	長	加 藤 厚 子 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	飯 田 和 徳
書 記	糸 賀 一 志
書 記	中 嶋 朋 幸

午前10時00分 再開

○議長（山崎幸子君） 第2回定例会への御参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席議員は11名です。岡沢 清君の1名が欠席となっております。

これより、令和7年第2回美浦村議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（山崎幸子君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

直ちに議事に入ります。

○議長（山崎幸子君） 日程第1 通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

最初に、下村 宏君の一問一答方式での一般質問を許します。

下村 宏君。

〔9番議員 下村 宏君登壇〕

○9番（下村 宏君） 改めまして皆さんおはようございます。9番議員の下村です。

通告書に従い、2つの事項について質問をしていきます。

初めに、子育て施策について質問をしていきます。

前回、3月に行われた第1回定例議会において、同僚の林議員から子育て支援について、子ども家庭センター、子育てサポート等について質問がされましたが、私からは子育てに関わる経済的支援について、お尋ねをしていきます。

昨年の家計消費支出に占める食費の割合を示すエンゲル係数は、43年ぶりに28.3%の高い水準まで上昇しており、月によっては30%を超えて、食品の値上がり等が家計を圧迫していることが伺えます。

生活のために欠かせない食料費の割合が高いということは、家計にゆとりがない状況であり、生活が厳しくなったとも考えられます。

このようなことを踏まえ、まず初めに小学校入学時の経済的支援について、質問をいたします。

県内の小学校で、ランドセルの無償配布を行っている市町村はどのくらいあるのか、お伺いをいたします。

また、本村との友好都市協定を結んでいる茨城町が、来年度から無償配布する旨、茨城新聞に掲載をされておりました。分かる範囲で、この内容を教えていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（山崎幸子君） 教育部長 葉梨美穂君。

〔教育部長 葉梨美穂君登壇〕

○教育部長（葉梨美穂君） おはようございます。下村議員の御質問にお答えいたします。

県内自治体のランドセル無償配布の状況につきましては、16自治体が実施しているようでございます。

議員お尋ねの茨城町では、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図るため、令和6年度入学児童からランドセルの贈呈を行っております。

年度の初めに、翌年度の入学予定者全員にランドセルを無償配布することと、その見本の展示会についての案内を行い、申込みのあった児童に贈呈しているとのことでした。

ランドセルは6色から選ぶことができ、令和7年度入学児童の実績といたしましては、新入学児童数190人のうち、申込み者は181人とのことでした。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎幸子君） 下村 宏君。

○9番（下村 宏君） 続いて、今の答弁の中で、県内16の、36%の自治体でランドセルの無償配布をしているとのことですが、せっかく用意されたランドセルを半数の子ども達が取りに来ない自治体もあるように聞いております。

また、土浦市では、ランドセルを無償配布して50年になることから、試作品をつくり、アンケート、意見交換等を行った上、薄茶色1色に来年度からは変更するとのことであります。

もう既に、ランドセルを購入している家庭もあるかと思います。

来年度からは、入学祝い金という形で支援したらいいのかなというふうに考えますが、部長の見解をお伺いいたします。

○議長（山崎幸子君） 教育部長 葉梨美穂君。

〔教育部長 葉梨美穂君登壇〕

○教育部長（葉梨美穂君） ただいまの御質問にお答えいたします。

来年度からの導入のため、ランドセルの贈呈でなく、祝い金の形としてはとの御質問でございますが、物価高騰が進む中、ランドセルの購入は大きな出費であることは否定できません。

他の自治体の事例を見ますと、入学に必要なものを贈呈するというよりも、入学のお祝いなどとして、入学にかかる費用を補助する自治体もありますことから、実施している自治体の事例を研究してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎幸子君） 下村 宏君。

○9番（下村 宏君） 早急にですね、ほかの自治体の事例等を参考にさせていただいて、検討していただきたいというふうに思います。

次に、中学校通学時の自転車の購入支援について、お伺いをいたします。

現在、美浦中学校に自転車通学をしている生徒は何名いるのか。

また、自転車の購入の支援をしている市町村があるのか、近隣自治体等の状況をお尋ねいたします。

○議長（山崎幸子君） 教育部長 葉梨美穂君。

〔教育部長 葉梨美穂君登壇〕

○教育部長（葉梨美穂君） 下村議員の御質問にお答えいたします。

今年度、中学校で自転車通学の申請をした生徒は、244人でございます。

また、中学校自転車通学支援として、自転車購入費補助について近隣自治体の状況を確認いたしましたところ、購入補助を行っている自治体はございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎幸子君） 下村 宏君。

○9番（下村 宏君） 調査をしていただき、ありがとうございます。

自転車通学に使用する自転車は、3年間は間違いなく使います。自転車の料金も、通学用となると高額になっております。

通学に使用する自転車に限り、一定の補助金を出せないのか、再度部長にお伺いをいたします。

○議長（山崎幸子君） 教育部長 葉梨美穂君。

〔教育部長 葉梨美穂君登壇〕

○教育部長（葉梨美穂君） ただいまの御質問にお答えいたします。

中学校通学に自転車を利用せず徒歩でという生徒もおりますし、現在県内での助成についての事例も確認できていないところでございますので、今後、近隣自治体の動向を注視してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎幸子君） 下村 宏君。

○9番（下村 宏君） 先ほども言いましたが、通学用の自転車は高額になります。自転車の助成金について、地域性はあるかとは思いますが、距離の関係で中学校まで歩いていけない、歩いてこられない地域の子どものために、ぜひ検討していただきたいと考えております。

続いて、令和8年度から美浦中学校の制服が、すばらしいデザインのものになります。

購入に際しての補助金は、考えているのか。

また、男女の制服の価格は幾らくらいになるのか、お尋ねをいたします。

○議長（山崎幸子君） 教育部長 葉梨美穂君。

〔教育部長 葉梨美穂君登壇〕

○教育部長（葉梨美穂君） 下村議員の御質問にお答えいたします。

中学校制服購入費の補助について、近隣自治体の状況を確認いたしましたところ、制服購入の補助、制服の贈呈を行っているところはございませんが、入学のお祝いとして商品券などを配布し、制服を含めた入学用品の購入費について補助している自治体はございました。

また、令和8年度的美浦中学校の制服の価格についての御質問ですが、お話のとおり、制服が来年度より、児童生徒と保護者のアンケート結果をもとに、美浦中学校制服検討委員会で決定された新しいデザインに変更となります。

価格はサイズにより異なりますが、約4万2,000円から4万6,000円の間となります。現行の制服と、価格に大きな差は生じないとのことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎幸子君） 下村 宏君。

○9番（下村 宏君） 再度質問させていただきます。

冒頭申し上げましたが、育ち盛りの子ども達の食費等、家計も大変厳しい。制服も高額です。ほかに体操服や上履きといろいろあります。

中学校入学の際の出費を応援するという事で、購入の半額以上の助成金を出すことができないのか、再度部長にお伺いをいたします。

○議長（山崎幸子君） 教育部長 葉梨美穂君。

〔教育部長 葉梨美穂君登壇〕

○教育部長（葉梨美穂君） ただいまの御質問にお答えいたします。

中学校入学の際の助成につきましては、近隣の自治体の動向を見ますと、先ほどの御質問のランドセルともあわせまして、入学のお祝いなどとして、補助金や商品券の配布を実施している自治体がございますので、そのような事例を参考に研究してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎幸子君） 下村 宏君。

○9番（下村 宏君） 隣の市では、小中学校入学時に、商品券やお祝い金を用意しているように聞いております。本村も、子育てを強力に応援する村になってほしいと思います。

次に、給食費の無償化について、お伺いをいたします。

近隣市町村では、既に給食費の無償化を行っているところが多々あるように聞いておりますが、実際に給食費の無償化を実施している県内自治体の状況をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（山崎幸子君） 教育部長 葉梨美穂君。

〔教育部長 葉梨美穂君登壇〕

○教育部長（葉梨美穂君） 下村議員の御質問にお答えいたします。

県内自治体の給食費無償化の状況につきましては、小学生、中学生のいずれか第2子以降についてなど対象の条件などに異なる部分もございますが、30の自治体が無償化を実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎幸子君） 下村 宏君。

○9番（下村 宏君） 県内約70%の自治体が無償化として中、今定例会の追加議案の中で、一般会計補正で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、今年は本村でも、給食費を全額公費負担とする旨の説明等がありました。

国は、来年度から給食費を無償化にする旨の話が出ておりますが、もし無償にならなかった場合、今年無償にして来年有料にするのは無理があると思いますが、美浦村としてはどのように対応していくのか、部長にお尋ねをいたします。

○議長（山崎幸子君） 教育部長 葉梨美穂君。

〔教育部長 葉梨美穂君登壇〕

○教育部長（葉梨美穂君） 下村議員の御質問にお答えいたします。

県内自治体の多くが無償化を実施していることや、国も無償化に向けて動いていること、また議員のお話にもございましたように、今年度、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を、給食費の公費負担に活用する補正予算案を提出することとでございますので、国の動向を注視しながら、無償化について検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎幸子君） 下村 宏君。

○9番（下村 宏君） ここまで葉梨教育部長に答弁をしていただきましたが、子育て施策は大変重要であります。

子育て中の家族が美浦村に行きたいと言われるような村となるため、中島村長はランドセル、通学用自転車、制服助成及び給食費無償化について、どのような対応が可能なのか、またどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（山崎幸子君） 村長 中島 栄君。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） 改めましておはようございます。

それでは、下村議員の質問、教育部長のほうがほぼ答えてくれたかと思えますけれども、教育の中で、やはり少子化、美浦も70名を、小学生が切るぐらいの人数になってきてしまいました。

そういうところで、議員おっしゃるように、どういうふうに支援ができるか。取りあえず最後の給食については、国の動向がありますけれども、今年度は1年間、11か月分の給食費については予算を措置して無償でやりたいというふうに、財政のほうも今検討しているところでございます。

そして、あと入学時のランドセル、それから自転車、中学校の、それともう一つ、制服ということで、これ制服の場合にはよその自治体とちょっとかぶることがあって、よそでも出すようであれば、それは予算の中に計上もしていかないと、子育ての家庭の負担が増えてしまうこともあります。

ぜひ、自転車、ランドセル、制服については、ぜひ情報を、いろんな自治体の情報をもらいながら、村としても支援をしていくような方向で考えていきたいというふうに思います。

ぜひ、議員の皆さんのいろんな県内の情報また県外のほうの情報も持っていらっしゃれば、ぜひ提案をしていただいて、美浦村としても、ぜひ子育ての環境はつくっていったらいいというふうに思います。

ぜひ、皆様からのいろんな情報も頂ければ、幸いかなというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

○議長（山崎幸子君） 下村 宏君。

○9番（下村 宏君） 村長、答弁ありがとうございます。

子育て中の家族が美浦村に行くデメリットを生じると、早い話が損をするというような声が出ないような、子育て支援の施策を期待するということと、給食については、アレルギー等の問題で、弁当を持参する子ども達もいるというように聞いております。無償化と並行して、給食を食べられない子ども達に対しても、無償化の恩恵が受けられますような手だてを考えてほしいと思います。

以上、要望いたしまして、子育て支援の質問を終わります。

次に、空き家対策について、質問をしていきます。

人口減少に伴い、どこの市町村でも空き家が増加傾向にあります。

美浦村も同様と考えられるが、本村の現在の空き家の件数及び現在どのようなになっているのか、状況等をお尋ねいたします。お願いします。

○議長（山崎幸子君） 経済建設部長 岡澤光一君。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 下村議員の御質問にお答えいたします。

村内の空き家状況を把握すべく、令和6年度、令和7年度で空き家の実態調査を実施しております。まずは、件数を把握するために、生活安全課職員が現地にて外観の目視及び周辺住民への聞き取りなどの調査を、令和6年11月から令和7年3月までの間、繰り返し行った上で空き家を選定し、さらに選定した家屋の所有者や相続関係にある管理人、不動産業者の管理有無など、管理状況や情報をつかみ、令和7年3月時点において、427軒の空き家を判定しております。調査前323軒から、増加をしている状況でございます。

続きまして、判定した空き家の状況を把握する目的で、当該物件の所有者または管理者あてに、アンケート調査を実施しております。調査では、建物及び土地の所有状況、建物を使用しなくなって何年経過しているか、使用しなくなった理由、建物の状態や維持管理状況などの質問項目を盛り込んでおります。

本調査は回収をしている最中でありまして、今後回答結果を取りまとめ、整理をした上で、分析をいたしたいと考えております。

なお、5月末時点での回収率は、44.5%でございます。このアンケート調査は空き家に関する大変貴重な行政データとなりますので、なるべく多くの方に御回答を頂けるよう努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎幸子君） 下村 宏君。

○9番（下村 宏君） 前回の調査から見ますと100軒以上増えており、これらの実態を把握することは大変重要だと思います。

所有者へのアンケート調査は、相続人を含め、空き家を管理する方の意識付けとなるだけでなく、今後の空き家解消に向けて、手掛かりとなるものと考えております。

さらに、アンケートの回収率を高めて、データ等の整理を急いでください。

次に、空き家解消に向けての取組状況、方策等について、お尋ねをいたします。

○議長（山崎幸子君） 経済建設部長 岡澤光一君。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 村の空き家対策に向けまして、平成28年度に美浦村空家等対策計画を策定、令和3年度に改訂し、本計画に基づき取り組んでおります。

大きな柱として、一つは、倒壊など危険性のあるものについて、適正な管理を促す対策、もう一つは、空き家が管理不全の状態になる前に、利活用を促進する対策を推進しているところでございます。

適切な管理が行われていない空き家は、防災、衛生、景観などの観点から、住民の生活環境に悪影響を及ぼす可能性がございます。こうした空き家に関する問題は、区長さんや近隣住民の方から直接連絡をいただくケースが多くございます。

村ではこれらの問題解決や空き家の所有者の要望に合わせ、専門的知見を持つ茨城県建築士会、茨城司法書士会、美浦村建設協会、シルバー人材センターと協定を結び、相続の問題や空き家の売買、解体や建物敷地の日常管理など、困り事相談に応じて各団体と相談者が直接やりとりをしてもらうという取組をしております。このことにより、対応の迅速化と業務の効率化、大きなトラブルを未然に防ぐよう努めております。

また、ひどく状態が悪い家屋については、美浦村空き家条例で定める、特定空家、準特定空家に認定し、解体を含めた問題の解消へ向け、所有者等と話し合いをしてきており、解体をする場合、工事費の3分の1、最大30万円の補助をしております。令和3年以降、8件の補助金を交付しております。

次に、空き家の利活用を促進する対策といたしましては、空き家の売却や賃貸を希望される方に対しまして、美浦村空き家情報登録制度、いわゆる空き家バンクへの登録を促しております。これまで、累計登録件数44件、うち40件の成約をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎幸子君） 下村 宏君。

○9番（下村 宏君） 空き家については、利活用されることが望ましいというふうには思いますが、村内外の不動産取引業者や専門的な業界の皆様は協力頂き、実のある委員会を組織してほしいと考えております。

また、タブレットの写真を見ていただきたいのですが、空き家になって庭が雑草や木々に覆われ、秋に枯れてくると火災が心配をされます。しかも、隣の家がすぐそばにあり、近隣の方々からは早く何とかしてほしいと言われております。できるだけ早く、このような空き家がなくなることを、期待をしております。

空き家の解消には個人情報保護法や法的対応、相続など、難しい対応が求められます。専門的知見のある方と、それらの皆さんとの連携が必要かと思っております。

これらを踏まえ、空き家解消に向けての今後の推進策についての考え方をお伺い

たします。

○議長（山崎幸子君） 経済建設部長 岡澤光一君。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） これまで村に寄せられました空き家の相談業務から、相続等の問題や金銭的な問題が大きいほか、空き家の生かし方や手放し方について、何から始めればよいか分からない言う方が多いと感じておりましたが、先ほど申し上げました空き家のアンケート調査において、維持管理について困っていること、今後どのようにしていく予定か、賃貸をする場合の条件、空き家バンクに登録をする意向などの質問項目も設けてございます。

この回答結果を集計することにより、空き家の所有者や管理者の方々の意向が見えてくるものと考えております。

御質問にございました今後の推進策といたしましては、アンケート調査の意向をしっかりと分析した上で、対策や必要とされる支援、各事業に結びつけたいと考えております。

特に議員から御指摘のございました、空き家が管理不全の状態になる前に、利活用を促進するという観点から、空き家バンクに御興味を持たれた方には、積極的に物件の登録を促してまいります。

そして、こうした施策立案と実行に向けては、今後さらに専門分野の皆様の意見や協力をいただき、連携を図りながら、空き家の利活用を促進してまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎幸子君） 下村 宏君。

○9番（下村 宏君） ますますですね、増える空き家の対策には、やはり専門性を持つ職員が担当していかなければいけないかなと、難しい状況に来ているのではないかなと思います。

人事面についても考慮していただき、速やかな対応ができますことを希望して、質問を終わります。お疲れさまでした。

○議長（山崎幸子君） 以上で、下村 宏君の一般質問を終了します。

○議長（山崎幸子君） 次に、林 昌子君の一問一答方式での一般質問を許します。

林 昌子君。

〔10番議員 林 昌子君登壇〕

○10番（林 昌子君） 通告に従いまして、3点質問をさせていただきます。

まず、1点目、RSウイルスワクチン公費助成についてです。

令和6年第3回の一般質問で、RSウイルス感染症に対して予防できるワクチンが承認をされ、ワクチン接種助成により接種をすれば感染による介護状態を防ぐことが

でき、医療費の削減にもつながる旨の質問をさせていただきました。村長の答弁では、乳幼児は家庭内での配慮を広報で周知し、高齢者に対しては重篤にならないよう、身の丈に合った助成は考えていく必要があると思っていますと、住民が重病にならないための予防に力を入れていく前向きな答弁をいただき、また実現をさせていただいておりました。

その後の母子免疫及び高齢者への公費助成導入への進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（山崎幸子君） 保健福祉部長 柳堀 浩君。

〔保健福祉部長 柳堀 浩君登壇〕

○保健福祉部長（柳堀 浩君） 皆様、おはようございます。林議員の御質問にお答えをいたします。

御質問の要旨にもございますとおり、令和6年9月の第3回議会定例会におきましても、林議員より大人のRSウイルス感染症の周知と、ワクチン接種への取組についてお尋ねをいただきました。

当時の担当部長からは、RSウイルスに関する情報や薬事承認されているワクチンの情報を掲載するなど適宜、内容の見直しを行い、さらなる周知を図っていくとの答弁がなされ、御質問後の11月には村のホームページにて情報提供を行ったところでございます。

また、村長からも、高齢者に対しては重症化が懸念されるため、近隣の情勢を見て、身の丈に合った助成を考えていくことは必要であるとの答弁がなされまして、公費助成につきましては、国の動向や他市町村の状況、医療の状況等を注視し、検討を重ねてまいりました。

全国のRSウイルスワクチンの公費助成導入自治体数は、母子に対する助成が20自治体、高齢者に対する助成が5自治体と公表されており、県内では、銚田市が今年度より母子及び高齢者を対象に公費助成を始めたところでございます。

RSウイルスは肺炎等の呼吸器感染症に関わるウイルスの一つであり、肺炎等を予防するインフルエンザワクチンや新型コロナウイルスワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチンが、予防接種法上のB類定期接種に位置づけられている一方、RSウイルスワクチンについては、いまだ個人の希望と医師の判断で行われる任意接種の扱いになっております。

母子及び高齢者ともに国において検討されてはいるものの、定期接種に位置付けるかは、いまだ不透明な状況でございます。

現在、我が国で承認をされているRSウイルスワクチンは、主に2種類ございます。2024年1月に製造販売が承認され、妊婦及び60歳以上の方を対象といたしましたアグリスボというワクチンと、もう1種類は2023年9月に承認をされましたアレックスBというワクチンで、接種の対象は60歳以上または50歳以上のRSウイルス感染症による重症化リスクの高い方とされております。

子どものRSウイルス感染症の罹患状況については、小児科の指定届出医療機関の定点での把握を行っている一方、成人においては罹患しているとの診断さえ行われていない現状もございまして、どれくらいの方が罹患されているのか、把握が困難な状況でもございます。

国でも、高齢者への接種につきましては、RSウイルス感染症の疾病負荷が明らかでないことが論点とされております。これらのことから、高齢者に対する公費助成につきましては、引き続き今後の国の定期接種化に向けた検討状況や、有効性と安全性に関するデータを注視していく必要があると考えております。

また、防止につきましては、妊娠24週から36週の妊婦に接種することで、母体でつくられた抗体が胎盤を通じて胎児に移行され、乳児のRSウイルス感染症の発症を予防するという仕組みのものになります。

こちらのワクチンにつきましては、薬剤の添付文書によると、本剤の臨床試験において生後6か月までの有効性が検証されているが、生後6か月以降の有効性は確立していない。また、本剤の接種後14日以内に出生した乳児においては、胎児への抗体の移行が十分でない可能性があるとして記載をされており、授乳している人に対する注意としましても、母乳中へ本剤が移行されているか不明であり、授乳を継続するかまたは中止するかについては、予防接種及び母乳栄養の有益性を鑑み検討することと記載をされております。

このように、本ワクチンの効果、効能等に対するデータが十分検証されていない状況であり、国の定期接種化に向けた審議会の中でも、今後も引き続き企業からのヒアリングを含め、安全性について情報の集積を行う必要があるとされていることから、本村においては、高齢者と同様、妊婦さんが安心して接種していただけるよう、国の定期接種化への動向や他市町村の動向を注視しながら、接種費用の助成等を含めて研究してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎幸子君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいまの答弁で、部長自らと担当課含め、検討されていることが理解できました。

そこで、資料を御覧ください。現在の公費導入状況でございます。

全国初導入した北海道神恵内村では、主に小さい子どもや高齢者がかかると重篤になるケースがある感染症として、住民の健康のために母子免疫と高齢者、両方に全額を補助しております。

全体の公費助成導入状況として半年前よりも増えておりまして、母子免疫17自治体、高齢者のみ2自治体、両方が3自治体で、茨城県内でも本年より銚田市が両方の導入をされました。

そこで再度、母子免疫、妊婦へのRSウイルスワクチン接種についてから再質問を

させていただきます。

ただいまの答弁では、国の定期接種化の動向や安全性に関するデータの集積を見守るという姿勢が示されました。しかしながら、RSウイルスによる乳児の重症化や入院はまさに今起きており、妊婦やその家族の不安は大きくなっているのが現状です。

RSウイルスは、生後数か月の乳児にとって最も危険な呼吸器感染症の一つです。特に生後6か月未満での入院リスクが高く、家庭の経済的、精神的負担も重くのしかかっております。

妊婦中に接種することで、母体から胎児への抗体移行を図る母子免疫は今できる最も効果的な予防策でありますので、再度答弁を求めます。

○議長（山崎幸子君） 保健福祉部長 柳堀 浩君。

〔保健福祉部長 柳堀 浩君登壇〕

○保健福祉部長（柳堀 浩君） 林議員の御質問にお答えをいたします。

日本では、毎年12万人から14万人の2歳未満の乳児がRSウイルス感染症と診断され、生後1歳までに50%以上が、2歳までにほぼ全員が感染し、約3万人の乳児が入院を必要と推定されているところでございます。

議員御指摘のとおり、特に生後6か月未満で感染しますと重症化することが懸念され、乳児にとってリスクの高い感染症であることから、母子免疫ワクチンが承認されたものと理解をしているところでございます。

だからこそ、ワクチンの効果、そのリスクに対しても、不明な部分が残ったままワクチン接種を推奨するのではなく、安心してワクチンを接種できるよう、効果や安全性を見極めた上で推奨してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎幸子君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいまの答弁、了解をいたしました。

さらにですね、先ほどの答弁では、添付文書に記載された制限事項が紹介されましたけれども、いずれもワクチンの有効性の限界を正しく伝えるための注意事項であります。

現時点でも、厚生労働省が認可しているワクチンでありますから、医師との相談のもとで希望する妊婦が安全に接種できる環境を整えることは、自治体の役割ではないでしょうか。

再度この点についても、お尋ねいたします。

○議長（山崎幸子君） 保健福祉部長 柳堀 浩君。

〔保健福祉部長 柳堀 浩君登壇〕

○保健福祉部長（柳堀 浩君） 林議員の御質問にお答えをいたします。

母子免疫ワクチンは国で承認をされたワクチンであり、助成する自治体も増えていくことも承知をしているところでございます。しかし、国では、母子免疫ワクチンを

定期接種に位置づけるか、引き続き議論をしている状況でございます。

妊婦の方は、これから出産に向けて、不安な日々を過ごされていると思います。RSウイルス感染症の不安もあろうかと思いますが、母子免疫ワクチンを接種することにも不安は生じるものと思われます。

接種を否定するものではもちろんございませんが、ワクチンの影響について未だ不明な部分があるのであれば、不安を取り除いた上で、助成を検討していくべきであると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎幸子君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） しつこいようでございますが、継続して質問させていただきます。

接種費用は2万円から3万円程度と高額であり、経済的理由で希望しても接種できない妊婦、高齢者もこれは同様でありますけれども、少なくないのが現実です。

助成制度によって希望者が安心して選べる仕組みを整えることが、公衆衛生の底上げと家族支援の両立につながってまいります。銚田市のように、先進的に両立させている自治体も出てきております。美浦としても、限定的な形でまず一歩踏み出してみたいかがでしょうか。

以上、再度答弁を求めます。

○議長（山崎幸子君） 保健福祉部長 柳堀 浩君。

〔保健福祉部長 柳堀 浩君登壇〕

○保健福祉部長（柳堀 浩君） 林議員の御質問にお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、母子免疫ワクチンは3万円前後とも言われる高額なワクチンであり、妊娠、出産の費用も家庭においては大きな負担であると思います。

接種費用の助成があれば、経済的負担の軽減につながるものと思われますが、実際に補助を行っている自治体の補助額も数千円から全額補助まで様々であり、適正な助成制度を構築していくには、国の議論の動向を注視し、他自治体の状況も参考に検討を重ねていくべきであると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎幸子君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 導入自治体がまだまだ不揃いであることと、ワクチン接種効果というのは別問題であると私は考えます。乳児が苦しまずにすくすく育つためにとの寄り添った検討をされて、ぜひ母子免疫の早期の助成を御決断されますことを願って、次の質問に移ります。

高齢者へのRSウイルスワクチン接種助成について、質問をいたします。

高齢者の重篤化入院リスクは、明確であります。前回も質問いたしましたときに伝えました。

答弁では、疾病負荷が不明確との御指摘がありましたけれども、最新の国内外の研究では高齢者のＲＳウイルスによる入院死亡リスクは、インフルエンザと同等かそれ以上と報告をされていると伺っております。

ＲＳウイルスは60歳以上の高齢者に感染のリスクが高く、日本においては年間の患者件数は100万件以上と推計され、年間にかかる医療費負担も年間約1000億円近くかかると推計をされ、社会的、財政的インパクトも大きいようです。さらに、基礎疾患を持つ高齢者では、死亡率も上昇します。

このような背景を踏まえると、予防可能な感染症に対して、村として何らかの対策を講じる意義は非常に大きいと考えますが、その観点からはいかがでしょうか。

○議長（山崎幸子君） 保健福祉部長 柳堀 浩君。

〔保健福祉部長 柳堀 浩君登壇〕

○保健福祉部長（柳堀 浩君） 林議員の御質問にお答えをいたします。

ＲＳウイルス感染症は、風邪の原因ウイルスの一つで、通常はＲＳウイルス感染症との診断が特定されにくく、患者数や流行状況の把握は困難な状況であり、国では定期接種化に向けた議論で、高齢者のＲＳウイルス感染症の疾病負荷の把握が論点とされているところでございます。

一方で、海外では、高齢者を対象としたアレックスＢというワクチンが検証試験の結果、３シーズンにわたり有効性と安全性が確認をされ、高齢の方々をＲＳウイルス感染症から守り、公衆衛生に利益をもたらす可能性が高まったとの試験データが示されているところでございます。

少子高齢化がますます進む本村においては、医療費負担の増加、介護予防のためにも、高齢者の健康を守るワクチン接種などの予防策は非常に重要であるというふうに考えております。今後も引き続き、国内外での試験データの動向等にも注視してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎幸子君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 医療費負担の増加や介護予防のためにも、高齢者の健康を守るワクチン接種などの予防策は非常に重要であるとのただいまの答弁、本当に認識をされていることに、ほっといたしました。また、縷々細かい研究をされているということが今の答弁でうかがえて、本当にうれしい限りでございます。

続きまして、これまでのインフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンでも、国の制度に先行して助成を行ってきた地方自治体の実績があります。本村も、これまで独自の視点から柔軟な福祉政策を進めてこられたと理解をしているところでございます。

今後、高齢者のＲＳウイルス流行が本格化した際、なぜ先手を打たなかったのかという声が出る前に、予防の仕組みを整えておくことが必要ではないでしょうか。

現在の環境変化によって病気の種類も増える中で、高齢者の方々が安心して健康的

な生活ができるためにできることがあるのであれば、すべきであると考えますが、再度答弁を求めます。

○議長（山崎幸子君） 保健福祉部長 柳堀 浩君。

〔保健福祉部長 柳堀 浩君登壇〕

○保健福祉部長（柳堀 浩君） 林議員の御質問にお答えをいたします。

スピード感を持って対応することは重要でございますが、ワクチンの接種は少なからず体にも影響を及ぼすものでございます。疾病負荷のデータが不足している現状において、ワクチン接種を推奨していくには、スピード感を持つとともに、慎重に助成制度を構築していかなければならないと考えております。

関係機関では臨床試験等を進めており、ワクチンの有効性、安全性も随時明らかになってきているところでございます。引き続き、国や関係機関等の動向を注視して、前向きに検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎幸子君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） すみませんね。だんだん水掛け論的な質問、答弁になっておりますけれども、最後にちょっと提案をさせていただきます。

高齢者施設入居者や75歳以上の高齢者に限定して、試行して補助する、また基礎疾患のある人に限った部分助成といった方法で、小規模なモデル事業的導入も可能であると思います。

よその自治体と同じじゃなくて、美浦独自でこういうことも考えられるのではないかなということもあり、提案させていただくわけですが、接種希望者数、接種効果、財政負担の実態把握も進むはずでございます。

このような試行的な導入はいかがかなということ、伺わせていただくわけですが、前回の答弁で村長が身の丈に合った助成と言われました。高齢者が介護状態になってから大変な思いをするのは本人だけではなくて、介護する家族、子育て中の現役世代への負担が、重くのしかかっております。親や祖父母が元気であることは、子どもや孫の負担を軽くします。親の介護をするために仕事をやめざるを得ず、苦しい生活をされている方がいると報道で知りました。美浦村の住民にそのような家族は増やしたくないと、私は切に願います。

最近、美浦村の住民からもよく耳にするのですが、風邪と診断されたが苦しさが普通ではなく、治るまでに期間がかかった。また、肺炎にかかったけれども、尋常の苦しさではなくて、完治するまでに長かったなど、もしかしたらRSウイルスワクチンだったのではないかと心配する声をいただいております。

村長、ぜひ美浦村でも感染者が出ている可能性は否定できないわけです。

そこで、村長の最終的なお考えをお聞かせください。

○議長（山崎幸子君） 村長 中島 栄君。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） それでは、林議員の質問に答えたいと思います。

先ほども、いろんな質問をさせていただいて、部長のほうから、国内のみならず海外のほうの情報も含めて答弁をいたしたかと思います。

そして、部長のほうからも、ワクチンの効果、安全性、そして国がこれは本当に有効であるというふうなことで、本来であれば、国がもう示すべきものは、各自治体が考えて示すのではなく、国が安全性と、そして乳児また高齢者に対しても、このワクチンは国として認めて、自治体もやりなさいという意見まで出していただければいいんですけども、まず先ほども部長が言ったように、ワクチンの効果そして安全性がまだはっきりと示されていない中ではという答弁をしたかと思います。

ぜひ、林議員からいろいろ人脈をお持ちな部分がありますので、その辺を言っていただいて、今、国のほうは自公連立でやっておりますから、その辺も踏まえて国が判断をして、各日本の自治体に下ろしていただけることが一番早い方法かな。

安全性も確かめられるという部分では、ぜひ各自治体で議論することも大事なんですけれども、国がまず動く方向に持っていくような要望も、自治体としても上げていただけることはいいのかなというふうに思いますので、ぜひ議会と国に上げる部分はですね、考えてあげていけるようにしていきたいというふうに思います。

○議長（山崎幸子君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 御答弁ありがとうございます。

前回も申したかと思うんですけど、带状疱疹ワクチンのときにもボトムアップで、各自治体のほうが現実的に必死になって導入したことで国が動く、これが今現在の最速の流れとなっております。

ですので、その流れの中に、ぜひ美浦村が入ることを御期待申し上げたいと思っております。

R S ウイルスは毎年のように流行し、命を脅かす感染症であります。住民の方の健康長寿を目指す美浦村としての早期御英断を御期待を申し上げて、R S ウイルスワクチン公費助成についての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

次に、2点目、防犯教育及び防犯対策について、質問をいたします。

警察庁のまとめで、SNSを通じて犯罪に巻き込まれた18歳未満の子どもが令和5年度で1,665人に上り、このうち小学生が前年比25人増の139人と過去最多だったとのこと。

小学生の被害者は10年前から約4倍に増えており、スマートフォンの利用の低年齢化が背景にあると警察庁は分析しております。

そこで、資料を御覧ください。これは、茨城県の警察本部のホームページです。

刑法犯少年は減少傾向にありましたが、令和4年からは増加に転じて、令和6年は令和5年と比べて39人増加しています。14歳未満の触法少年は、増減を繰り返

しながら推移をしております。

複雑な条件が重なり合っていると推察されますけども、これらの要因を考慮して、犯罪被害の防止や加害者にならないための教育と、被害に遭わないための対策が必要と考えます。

子ども達が犯罪に関与せず、また犯罪に巻き込まれないためにどのような教育が必要と考えているかをお尋ねさせていただきます。

○議長（山崎幸子君） 教育部長 葉梨美穂君。

〔教育部長 葉梨美穂君登壇〕

○教育部長（葉梨美穂君） 林議員の御質問にお答えいたします。

本村では、村立小中学校の子ども達がＳＮＳを通じた犯罪に関与したり、犯罪に巻き込まれたりすることがないように、未然防止の教育に努めております。

未然防止の教育の取組といたしまして、次の三つの取組があります。

一つ目は、広報啓発動画を活用し、ＳＮＳなどの正しい利用について話し合う活動です。子ども達はＳＮＳを通じた犯罪に関する具体的な事例動画を視聴しながら、友達と話し合い、ＳＮＳを通じた犯罪について考え、ＳＮＳ等の正しい利用について学びます。

二つ目は、相談することができる、相談を受けることができるスキルの習得です。義務教育段階から、困ってしまったことを相談し、相談を受けることができるようになることが、ＳＮＳを通じた犯罪に関与したり、巻き込まれたりしない未然防止の手だての一つと考え、学級活動でクラスメートに困っていることを相談したり、相談を受けたりする活動を通して、その対応について学ぶ活動を行っております。

三つ目は、家庭におけるスマートフォン、携帯電話の使用についての見守り体制の強化です。本村における子ども達同士のＳＮＳトラブルは、令和７年度の５月終了時点では報告を受けておりませんが、昨年度は小学校で悪口のトラブルが１件、中学校で悪口が３件、仲間外れのトラブルが１件の計４件起きております。年々減少してきておりますが、なくなっていないのが現状となっております。

令和６年１２月に家庭における通信機器等のルールづくり調査を実施しましたところ、村立小中学校におけるスマートフォン、携帯電話所持率は、小学４年生から６年生では平均６９％、中学１年生から３年生では平均７５％となっています。多くの子ども達がスマートフォン、携帯電話を所持している現状で、同調査の中で、家庭においてルールづくりを行っているかどうかの質問に、小学４年生から６年生では平均８６％、中学１年生から３年生では平均７６％が行っていると回答しております。多くの家庭でルールづくりを行っているようですが、今後も家庭向け資料の配布や話し合いシートの活用を通して、全家庭における見守り体制の強化を図っていくことがとても大切だと考えております。

子ども達がＳＮＳを通じた犯罪に関与せず、また巻き込まれないためには、子ども

達がSNSを通じた犯罪について主体的に考え、正しい判断力を身につけること、トラブルに巻き込まれそうなどときには身近な人に相談できるスキルを身につけ、また家庭における見守り体制の強化が大切になってくると考えますので、これまでの教育を充実させるとともに、急激に変化する時代に合った教育にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎幸子君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 定期的に現状把握がなされているということが確認できまして、本当に安心をいたしました。また、細かくデータも示していただき、ありがとうございました。

これらの取組は、子ども達が犯罪の危険を認識して、回避する能力を高めるだけでなく、安全な学校生活を送るための知識や技術を習得する上で、重要な役割を果たしております。

また、保護者や地域社会との連携も重要であり、学校だけではなく、家庭や地域全体で子ども達の安全を守る意識を高めることが求められていると推察されます。

それらを実現するために、教育委員会としては、地域との関わりをどのように築いていくお考えか、お尋ねいたします。

○議長（山崎幸子君） 教育部長 葉梨美穂君。

〔教育部長 葉梨美穂君登壇〕

○教育部長（葉梨美穂君） 林議員の御質問にお答えいたします。

美浦村教育委員会では、年2回、稲敷地区小中高生徒指導連絡協議会に参加しています。稲敷警察署の方々から、本村、稲敷市の子どもが関わる犯罪についての現状や警察の取組について教えていただいています。教員が警察の方々と直接話したり、質問ができる貴重な機会となっており、今後も定期的に情報交換を行ってまいります。

また、生活安全課が進める防犯対策に係る事業では、防犯意識を高める啓発活動や見守り活動、生涯学習課の青少年育成美浦村民会議では、通学路の点検、巡視活動が行われております。

さらに、学校評議員の皆さんの活動など、各種の地域での活動の力をお借りしながら、今後も見守りを進めていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎幸子君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） いろんな方々に御協力いただきながらの子ども達の見守りを、今後も強力に推進していただけたらと思います。

次の資料を御覧ください。これ「いかのおすし」、これは学校のほうでも徹底しているパンフレットだと思いますけれども、ついて「いか」ない、車に「の」らない、「お」おごえをだす、「す」ぐににげる、おとなの人に「し」らせる、学校でも徹底

していると思いますけれども、最後にはおうちの人との約束と保護者へもお願いを徹底しているパンフレットでございます。

ぜひ、この徹底も大事な一つではないかなと思っております。

先ほどの答弁で、多くの家庭でルールづくりを行っているようですとの答弁でしたが、各家庭でルールをつくるに当たり、具体的にどのような教示を行っているのか、お尋ねをいたします。

○議長（山崎幸子君） 教育部長 葉梨美穂君。

〔教育部長 葉梨美穂君登壇〕

○教育部長（葉梨美穂君） 林議員の御質問にお答えいたします。

各家庭でルールをつくるに当たり、保護者の問題意識の高揚を図ることが有効な手段と考えております。具体的には、個人面談や授業参観でのルールづくりについての説明を丁寧に行っていくこと。それに加え、保護者が子ども達のSNSトラブルを自分事として考えられるよう、小中学校の通信機器の使用状況を共有したり、SNSトラブルの要因を保護者同士で話し合ったりする機会をつくっていくことが大切だと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎幸子君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 学校側からの働きかけは、保護者の意識改革に大きく貢献しています。今後も、いろんな場面での啓発をよろしくお願いいたします。

スマートフォンに関する学校でのルールについて、お尋ねをいたします。

初めに部長が述べられましたとおり、中学生はほとんどの生徒がスマートフォンを保有しています。実は、中学生が登校や下校途中で家族との緊急連絡が必要な場面に、過去に私自身も遭遇したことがございます。学校へのスマホ持参が禁止されていても、バッグの中にスマートフォンを入れている生徒はいます。

であれば、持参は認めて、朝先生が回収し、帰りに返す制度の検討ができないかということをお尋ねさせていただきます。

○議長（山崎幸子君） 教育部長 葉梨美穂君。

〔教育部長 葉梨美穂君登壇〕

○教育部長（葉梨美穂君） 林議員の御質問にお答えいたします。

村立小中学校では、令和2年7月の文部科学省通知、学校における携帯電話の取扱い等についてに沿って、対応しております。

スマートフォンの持参は、原則認めておりません。ただし、家庭からの相談があった場合には、個別の対応をしております。

今後も国の動向を注視しながら、学校におけるスマートフォンの取扱いについて、学校と家庭とが連携しながら検討していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎幸子君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 個別に対応されているということを、本当に先生方に感謝する思いです。理解をいたしました。

義務教育のうちから原則認められていないということを分かっているけれども、ばれなければ大丈夫と軽い気持ちでルールを守らず、スマートフォンを持参するような経験を積ませては、人格形成上ゆがんでしまい、社会人になってからの生活に大きく影響を及ぼすと危惧するところでございます。ルールを守る大切さは理解するわけですが、スマートフォンが生活の一部となっている今の時代の変化に即して、登下校途中での保護者との緊急連絡ができるツールとして、スマートフォンの持参許可への取組の検討がなされることも必要であると考えますので、今後も検討をよろしくお願いしたいと思います。

次に、子ども達が社会に出る前に、詐欺被害防止や契約等の基本、お金に関する知識や判断力を身につける教育が必要と考えます。

現在、学校では具体的にどのような取組を行っているのか、お尋ねをいたします。

○議長（山崎幸子君） 教育部長 葉梨美穂君。

〔教育部長 葉梨美穂君登壇〕

○教育部長（葉梨美穂君） 林議員の御質問にお答えいたします。

現在、我が国では、成人年齢の引下げやキャッシュレス化の進展などを受け、子ども達の発達段階に応じて、金融経済教育に関する資質や能力を系統的に育成していくことの重要性が高まっています。

本村では、小学6年生と中学3年生を対象に租税教室を行い、税金に関する知識や税金の仕組みについて理解する学習を行っております。

これまで木原小学校で行ってございましたキッズカンパニーも、村の金融経済教育を推進する取組の一つとなっております。

普段の授業でも、小学校では、家庭科において物や金銭の大切さや売買契約の基礎について、中学校では、社会科で金融の仕組みや働きについて、技術家庭科で計画的な金銭管理の必要性や売買契約の仕組みについての知識を学んでいております。

しかしながら、現在の学校現場では、専門的知識が必要とされる金融教育や経済教育を推進するための教材研究を行う時間が十分にとりにくく、金融に関する知識や理解力に乏しい教員がいることも課題となっております。

これを受けまして、今後、本村では、金融経済教育推進会議が作成した金融リテラシーマップをもとに、金融経済教育について身につけるべき内容を教員が理解し、子ども達が発達段階に応じて金融の様々な動きを理解し、それを通じて自分の暮らしや社会の在り方について深く考え、主体的に判断し、行動できる態度を養う教育を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎幸子君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいま部長が申し上げましたとおり、本当、金融経済部分では、本当にお金に関する知識、判断力を身につける教育というものが、個人の将来の生活を守り、社会全体の経済の活性化にもつながるため、非常に重要であると考えます。

そこで、外部の講師、専門家による授業などは積極的に導入するなどの検討がなされているか、お尋ねいたします。

○議長（山崎幸子君） 教育部長 葉梨美穂君。

〔教育部長 葉梨美穂君登壇〕

○教育部長（葉梨美穂君） 林議員の御質問にお答えいたします。

金融教育を扱うに当たり、金融や消費者教育に関する地域の専門家人材に御協力を頂くことは、とても有効な手段だと考えております。

現在も竜ヶ崎税務署と税務課による、税に関する出前授業を小中両校で実施しており、専門家からの学習指導に効果を感じております。

教育委員会といたしましては、本村の金融教育を充実させるためにも、今後も地域の専門家人材を積極的に活用し、子ども達に確かな金融リテラシーが身につくように努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎幸子君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 小学生の時代は、いろんな知識や情報をスポンジのように吸収する年代であります。先生方には多大なる御尽力に感謝申し上げますとともに、子ども達が倫理感を持ち、防犯意識を高められる教育がなされることを御期待を申し上げます。

○議長（山崎幸子君） 林議員に申し上げます。

ここで会議の途中ではございますが、暫時休憩といたしたいと思います。

11時30分に再開いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時31分 開議

○議長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

林 昌子君。

〔10番議員 林 昌子君登壇〕

○10番（林 昌子君） 続きまして、村のなすべき防犯対策と防犯カメラ設置補助の見解について、伺います。

日頃、私に寄せられる御相談の中で、空き巣に入られた、室外機が盗まれた、変質者の訪問を受けて怖い思いをした、時々地域外の人車の車が通っているので泥棒の下見

をされているのではないかと怖い等々、寄せられております。地域のことは地域で守ることが大前提であります、それには限界があり、行政も一緒に取り組む必要があります。

そこで、本村で現在行っている防犯対策をお尋ねいたします。

○議長（山崎幸子君） 経済建設部長 岡澤光一君。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 林議員の御質問にお答えいたします。

本村の防犯対策としましては、幹線道路を始めとする村内主要箇所への防犯カメラの設置や、通学路等への防犯灯の設置など、インフラ整備を行い、地域住民の皆さんの安全と犯罪への不安解消、犯罪抑止につなげております。

また、美浦村防犯連絡員及び稲敷警察署と連携したパトロールのほか、美浦村ついでにパトロール隊をはじめ、不法投棄パトロールや交通安全パトロールなど、様々な形で村内全域を巡回することにより、不審者等の見回りを行い、地域全体で安全を守る体制づくりに努めております。

さらには、村民の防犯意識の向上を図る目的として、商業施設や公共施設における啓発活動を実施するほか、茨城県警察が配信している「ひばりくん防犯メール」を活用し、美浦村防犯ウェブや美浦村ホームページに掲載することで、身近な犯罪に対する注意喚起を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎幸子君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいまの答弁で防犯パトロールを行っているということですが、どのようなサイクルで巡回をされているのか、また、どのような地域を重点的に巡回されているか等、村が連携して取り組む活動も含めて、具体的にお伺いいたします。

○議長（山崎幸子君） 経済建設部長 岡澤光一君。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 茨城県警察のホームページによりますと、令和5年6月から、犯罪被害者や交通事故の当事者となりやすい、65歳以上の高齢者の御家庭を中心に巡回、連絡をされ、令和6年6月からは、さらに対象を県内の全世帯に拡大し、防犯対策等について直接働きかけをされているようです。

稲敷警察署においても、管轄内の世帯への訪問を通して、日頃の施錠の徹底など、防犯への意識付けアドバイス、さらには交通安全の指導もされていると伺っております。

村でも防犯対策に向け、地元警察署との連携は大変重要であると認識しております。このことから、犯罪抑止に向けた活動と情報の共有に努めているところでございます。

活動の1例を申しますと、茨城県警察で配信している防犯アプリ「いばらきポリス」

の活用により、犯罪の兆候を早期に発見する一助となるよう、普及啓発活動を稲敷警察署と共に行っております。茨城県警察のホームページからこのアプリの主な機能を見てみますと、犯罪発生や不審者情報を地図上で確認できるマップ機能、危険な状況に遭遇した際に、音と光で周囲に助けを求めることができる防犯ブザー機能、家族などに現在地を知らせることも可能となる家族の見守り機能、そのほか疾患対策機能、防犯パトロール支援機能など、安全安心に役立つ機能が豊富にあります。

このことから、県内自治体においても積極的な啓発活動をしており、本村でもさらに、イベント時における普及推進をしてまいります。そして、今後も地域の自主的な防犯活動への支援を行いながら、村、警察、地域が連携しながら、防犯意識の啓発と実効性のある対策を進めてまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎幸子君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 昨年度も、活発に住民参加型の防災訓練がなされておりました。大変好評で、そのときにも配布チラシに防犯アプリの紹介があったことを記憶しております。

でも、実際はチラシを見ても、自宅に帰ってアプリを取り込むかというのと、そうではございません。そこで、防犯や防災関係のイベント等で啓発グッズやチラシを配布するときに「いばらきポリス」のアプリをスマホに取り込むコーナーを設置して、ぜひその場で登録していただく案内や登録のお手伝いをしていただくように、要望をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、次の質問に移ります。現実的に被害に遭ってしまってもなかなか犯人は捕まらず、泣き寝入りするしかないのが現実です。最近では、自治会でも、自分たちの地域を守るために、防犯カメラを設置する地域が増えております。

そこで、住宅地の入り口や出口、死角のエリア等、防犯カメラが設置できないものか、個人でも設置したいけれども、設置費用が用意できない方など、多々あります、御要望があります。

そこで、本村での防犯カメラ設置への補助検討への取組をお尋ねいたします。

○議長（山崎幸子君） 経済建設部長 岡澤光一君。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 御質問にございました防犯カメラ設置費用の補助を行う自治体は、ここ数年増えてきております。その補助対象者は個人、自治会、そして個人と自治会の両方とする場合や、自主防犯活動団体等を含む場合も見受けられます。

また、撮影を室外かつ敷地内と限定するケース、設置場所につきましても個人宅、集会施設、商店街、そのほか地域の治安維持のために必要とされる箇所など、要件は自治体によって様々でございます。

防犯カメラは、犯罪の抑止、事件、事故の早期解決など、その有用性が広く認知されてきておりますが、補助制度創設につきましては、まずは導入自治体の目的、対象者、補助上限額、設置条件、そしてプライバシー保護などについて調査研究をしたいと存じます。

その上で、本村においても、地区の公民館等において設備機器が盗難されるなどの事案も起きていることから、こうした自治会などが設置する際の補助事業を取りまとめてまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎幸子君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいまの答弁で、自治会の補助を実施する意向がうかがえました。本当に御英断に、まずは感謝を申し上げます。自治会の皆様の喜ぶ声が浮かんでまいります。

そこで、資料を御覧ください。県内自治体の防犯カメラ設置の補助の状況でございます。

県内44市町村中、18自治体が住民の安全と命を守るために、防犯カメラ設置補助に取り組んでおるわけでございます。隣の稲敷市では、個人、団体は以前から補助していたんですけれども、行政区からも防犯カメラを高めるために複数台設置したいとの要望があり、昨年は3行政区でごみ集積所周辺のマナーの向上とか、持ち出しの防犯力向上目的で設置されたと伺っております。実際に、個人も34件設置したということも伺いました。

このようなことを踏まえると、ただいまの答弁で、本村が自治会から導入というのは本当に適切であると評価をいたすわけでございますが、個人宅への補助も継続して検討すべきであると思います。本村の住民の安心安全、命を守るために前向きな検討がさらになされることを御期待申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

最後の質問となります、村制70周年記念品配布について、質問をいたします。

5月25日、村制70周年記念式典が盛大に行われたわけですが、二部形式で行われ、ふるさと大使である阿井英二郎氏の講演や美浦中学生の吹奏楽部の演奏はすばらしく、美浦村の歴史に大きく刻まれた式典だったと思います。吹奏楽部の美浦中生も、一生に一度しかないこの式典に参加できたことをとても喜んでいました。

また、来場記念として70周年記念ロゴ入りバッグが配られましたけれども、このバッグもポケットつきで使い勝手がいいデザインで、参加者から喜びの声を伺っております。担当された皆様に感謝とともに、敬意を表する次第でございます。

この式典を通して感じたことは、先人の功績を後世に伝えるのは、間違いなく子ども達だということです。

そこで、美浦村の歴史を胸に刻むためにも、共に参加し、共に祝う意味で、70周年記念の記念品配布が有効と考えます。

そこで、記念品の配布検討がなされているか、お尋ねいたします。

○議長（山崎幸子君） 総務部長 小山久登君。

〔総務部長 小山久登君登壇〕

○総務部長（小山久登君） 改めましておはようございます。それでは、林議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、5月25日に美浦村中央公民館において挙行いたしました、美浦村制施行70周年記念式典に当たりましては、議員各位に御臨席を賜り、誠にありがとうございました。

先ほどありましたけれども、式典では、昭和30年の美浦村誕生からこれまでの歩みを振り返る映像の上映から始まり、村長、議長の挨拶や御来賓の方々より祝辞を頂戴するとともに、村の各部門において多大な功績があった方々や、村の公益のため多大な寄附をされた方々に、村から表彰をさせていただきました。

第2部の記念講演では、美浦村ふるさと大使でもある阿井英二郎さんが、美浦村を未来につなぐため、私のできることをテーマに、野球を通じ子ども達の教育環境について講話をいただきました。

そして、地点の最後には、美浦中学校吹奏楽部による演奏により、式典を大いに盛り上げていただきました。

また、式典のPR記念といたしまして、当日の式典参加者に、70周年オリジナル美浦トートバッグを配布させていただいたほか、70周年記念ロゴが入った役場の封筒を2,000部製作し、各課で活用しております。

議員の御質問でございます、子ども達向けの70周年を祝う記念品につきましても、阿井英二郎さんの記念講演にもありましたように、美浦村を未来につなぐため、この70周年を子ども達と一緒に盛り上げ、お祝いできるような記念グッズを作成し、配布できればというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（山崎幸子君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいま配付してくださるとの答弁に、感謝を申し上げます。

また、他自治体で行っている自由にお持ちくださいというような、住民に還元する取組をしているところがございます。

今後このような配布の仕方をお考えか、お尋ねいたします。

○議長（山崎幸子君） 総務部長 小山久登君。

〔総務部長 小山久登君登壇〕

○総務部長（小山久登君） 御質問にお答えいたします。

最初に、記念グッズ等をですね、御自由にお持ちいただくということにつきまして、その対象となる記念グッズ等の残量、一つ当たりの作成コスト、あるいは今後の

利活用方法等を勘案した上で、それぞれの部署において御自由にお持ちいただくことができるか否かを判断するものと考えておりますので、それに応じて対応をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁させていただきます。

○議長（山崎幸子君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） どうもありがとうございました。

美浦小学校1周年記念だとか、また美浦中学校何周年記念、例えば陸平貝塚国指定何周年記念とかいろんな意味づけをして、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

子ども達に美浦村で学び育ってくれてありがたいとの感謝の気持ちを込める行政の姿勢は、子ども達の愛郷精神につながります。今後の美浦村を築く宝である子ども達の成長を温かく見守る一助として、この記念品配布の取組が充実されますことをお願い、一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（山崎幸子君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了します。

ここで会議の途中ではありますが、昼食のため暫時休憩といたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（山崎幸子君） 次に、松村広志君の一問一答方式での一般質問を許します。

松村広志君。

〔4番議員 松村広志君登壇〕

○4番（松村広志君） 皆さんこんにちは。4番議員の松村です。よろしくお願いいたします。まだ6月なのに、連日うだるような暑さに見舞われております。皆さんの体調はいかがでしょう。

それでは、通告書に従い、公明党の真骨頂でもある小さな声を聞く力、活動をもとに、簡潔に3点質問をさせていただきます。

始めに、AED自動体外式除細動器用の三角巾について伺います。

近年、近隣市町村でも、AEDの収納箱に、オレンジ色などの三角巾を同梱するケースが増えております。AED使用時、パッドを素肌に張りつける際に三角巾をかぶせることで、プライバシーに配慮することができます。特に女性に対しては、服を脱がせることへの抵抗感から、緊急時でもAED使用を躊躇するケースがあることが指摘されております。

三角巾はパッドを張りつけた後、肌を隠すように使用することで、プライバシー保護に役立ちます。さらに、三角巾は止血や固定など、他の応急手当てにも活用できます。

そこで、本村内の施設やコンビニエンスストアなどに設置されているAEDに対し、

村の意向を伺います。

○議長（山崎幸子君） 経済建設部長 岡澤光一君。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

村内では、小中学校や中央公民館などの公共施設のほか、村内コンビニエンスストアを含め35か所に、AED自動体外式除細動器を設置しております。

これらAEDのケース内には、感染防止用手袋、人工呼吸用のマスク、タオル、はさみなどをまとめたキットを備えておりますが、三角巾の配備はしておりません。

応急手当の一つ、AEDは、救急車が到着する前に、傷病者の近くにいる私たち一般の住民、バイスタンダーが、AEDの使用、心肺蘇生をできるだけ早く行うことが重要となります。

このことから、緊急時にはプライバシーに配慮しつつ、躊躇せずに救命措置をするために、三角巾は有効であると考えます。

また、プライバシーの保護のみならず、議員のお話にもございましたように、止血や骨折箇所の固定などの応急措置にも使用できることから、今後可能な限り早い時期に配備をしていきたいと存じます。

なお、三角巾はプライバシー保護を意図とすることから、配備の際は色についても考慮してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎幸子君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） 今後可能な限り速やかな配備を頂けるとの御答弁に、深く感謝いたします。連日の異常な暑さを考えると、村内でもいつ必要に迫られてもおかしくないと考えます。速やかな御対応をよろしくお願いいたします。

続いて、子どもアドボカシーについて伺います。

これは、子どもの声を聞いて、その意見や気持ちを酌み取り、周囲に働きかける活動です。子どもが話したいことを自ら話せるように支援したり、子どもからの依頼、承諾を得て、子ども達の思いや意見を代弁する取組でもあります。

アドボカシーとは、代弁や言語などを意味する英語です。支援者、代弁者は、アドボケイトと呼ばれます。日本では、2019年の千葉県野田市の小学4年生女児の虐待死事件など、保護が必要な子ども達のSOSを受け止められなかった痛ましい事件が相次いだことをきっかけに、推進自治体に広がっております。

昨年4月には改正児童福祉法が施行され、児童相談所に保護された子ども達の処遇を決める際に、本人の意向聴取が義務づけられました。

これまで、こども家庭庁では、児童相談所などでのアドボケイトの導入を補助する事業をスタートするなど、制度は拡充されつつあるが、専門的な講習を受けた支援員の養成が追いつかないなどの課題もあります。支援者、代弁者であるアドボケイトは、

多くの場面でその活動が求められております。

推進も含め、本村の意向を伺います。

○議長（山崎幸子君） 保健福祉部長 柳堀 浩君。

〔保健福祉部長 柳堀 浩君登壇〕

○保健福祉部長（柳堀 浩君） 松村議員の御質問にお答えをいたします。

子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化や様々な問題から、子どもを尊重しようという社会の動きの高まりにより、2023年4月にこども家庭庁が発足されました。

こども家庭庁の目指すものとしまして、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を真ん中に据えることで、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けて、子どもと子育て家庭の保健福祉の向上等の支援、子どもの権利利益を擁護するとあります。

議員の御質問にもございましたとおり、これらの動きの中、児童福祉法の一部改正によりまして、児童の意見聴取等の仕組みの整備について規定され、2024年4月から児童養護施設や一時保護施設へ子どもを措置するか否かの検討を行う際、子どもの意見・意向を勘案して措置を行うこととされました。

現在、本村におきましても、子どもが児童養護施設や一時保護施設への処遇の決定を行う際には児童相談所と連携をして、子どもや保護者、関係機関等の意見・意向を聴取し、処遇の決定がなされているところでございます。

今回改正されました児童福祉法の児童の意見聴取等の仕組みの整備における、子どもの権利擁護に関わる環境整備につきましては、都道府県の業務と位置づけられております。意見の表明等を支援するための事業の体制整備につきましても、都道府県の業務とされているところでございます。

よって、茨城県では、公認心理師協会に委託し、意志表明等支援員という、児童相談所職員や施設職員ではない、第三者の立場の方が子どもの意見を、意思を聞く取組を、県内5か所の一時保護所で始められたところでございます。

村といたしましては、保護者を含め子どもに関わる全ての人が、子どもアドボカシーについて理解し、子どもの真の声を聞くことで、子どもを尊重した社会の実現に近づくと考えております。

今後におきましても、子どもの虐待防止やヤングケアラー、貧困や独り親家庭の支援、障害のある子どもの支援など、子どもの福祉に関する支援を行う際には、常に子どもの権利利益の擁護を第一に考え、児童相談所をはじめ学校、幼稚園、保育所、その他サービス事業所等、関係機関と連携をして、支援してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎幸子君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） 前向きな御答弁に感謝いたします。よろしく願いいたします。

思い切って子どもが声を上げても、結果的に子どもの思いに沿う形で物事が運ばないケースも多々あるようです。そんなときに、子どもが誰に自分の思いを伝えたいかを選べるシステムが必要であります。話す相手によっては、自分の思いも救われる可能性もあるからと専門家は語ります。

そこで現在構築されているのが、施設や学校、親などに忖度する必要のない、独立したアドボケイトであります。今回は取組の詳細などは割愛させていただきますが、今後も触れてまいりたいと思います。

次の質問に参ります。

これまでも質問を重ね提案し、推進させていただいた、持続可能な開発目標、SDGs、誰も置き去りにしないとの理念のもと、国連を中心に世界の未来を変える取組でもあります。

その目標16では、持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築するとあります。

具体的には、ターゲット16-1には、あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。

また、ターゲット16-3では、国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。

さらに、16-bには、持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。

ここで改めて確認しておきたいのは、SDGs、持続可能な社会を目指すことは、国家においても個人にあっても、本来は誰かにやらされるものではなく、これからも自発的に行うということであります。

それでは、お年寄りのもしもへの備えについて、質問をさせていただきます。

今年4月から配布が始まった、わたしの未来ノート、いわゆるエンディングノートについて、深く感謝を申し上げます。

今回は同じく4年前に質問させていただいた終活支援に関連し、お年寄りのもしもへの備え、終活情報の登録について、伺います。

今、高齢化が進展する中、在宅で生活される高齢者の中には、自分の死後に関して不安を抱える人が多くおります。

安心して人生の最期を迎えるための、一助の提案でもあります。

身寄りのない高齢者などや病気や事故で意思表示が困難になった場合に備え、希望する情報を事前に登録し、緊急時や必要に応じて、村が本人に代わって請求のあった連絡先に情報提供を行うなどの事業となります。対象は、在宅生活者で身寄りのない65歳以上や、若年性認知症などの特別な事情がある方などです。登録内容としては、緊急連絡先、かかりつけ医や持病、遺言書やエンディングノートの保管場所、臓器提

供の意思、そのほか課題は幾つも考えられます。

本村の意向を伺います。

○議長（山崎幸子君） 保健福祉部長 柳堀 浩君。

〔保健福祉部長 柳堀 浩君登壇〕

○保健福祉部長（柳堀 浩君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

お年寄りのもしもへの備えについて、在宅生活者で身寄りのない65歳以上の方や、若年性認知症などの特別な事情がある方の、終活情報の登録についてお尋ねをいただきました。

終活情報登録事業とは、議員の御質問にもございましたとおり、身寄りのない高齢者などが病気や事故で意思表示が困難になった場合に備え、緊急連絡先やかかりつけ医、遺言書の保管場所など、希望する情報を事前に登録し、緊急時や必要時に市町村などが本人に代わって請求のあった連絡先や医療機関等に情報を提供する事業でございます。

高齢化の進展により自らの死後に不安を抱える高齢者が増加する中、あらかじめ必要な情報が伝わるようにしておくことで、地域で最期まで安心して自分らしく暮らせる環境を整えようとするものでございます。

全国的には2018年から導入を始めました神奈川県横須賀市を始めまして、幾つかの自治体で、この登録制度を取り入れております。

多くの自治体では高齢者を対象としておりますが、若年性認知症などの特段の事情がある場合は、高齢者に限らず対象としている自治体もございます。

また、市町村が情報を管理するのではなく、社会福祉法人、NPO法人、保険会社などに管理や事務を委託している自治体もございます。

本村といたしましても、終活は住民の方が今後の人生を安心して過ごすための重要な取組であると考えております。福祉介護課では、これまでも終活に対する相談に適宜対応しており、葬儀費用の相談、生前葬儀の契約までサポートさせていただいたケースもございます。

また、本年4月からは、これからの人生を充実して過ごす一助といたしまして、「美浦村わたしの未来ノート」と題した、いわゆるエンディングノートを作成いたしまして、各施設や村のホームページで配布を始めたところでございます。一部の施設では既に配布数が不足しているところもあり、問合せも多かったことから、住民の方の終活に対する意識は高まりつつあると思われまます。

御質問の終活情報の登録は、終活の支援として非常に有効な取組であると考えますが、個人情報の取扱いや管理体制の構築、親族がいる方に対しましては行政がどこまで介入していくべきかなど、様々な課題もございます。

これらのことを踏まえ、村としてどういった形で進めていくことが望ましいのか、他自治体の例も参考にしながら検討を重ねてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎幸子君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） 昨今の大災害や猛暑など、リスクの高まりとともに、当該事業の必要性は今後増すものと考えます。御検討のほど、推進をよろしく願いいたします。

現在、まるで学級崩壊をしたような世界情勢の中、先日、スウェーデンの環境活動家グレタ・トゥーンベリさんをはじめとする欧州議会議員らが人道支援物資をガザへ届けるために向かったが、途中、イスラエル軍により阻まれた報道がありました。パレスチナ自治区ガザでは、深刻かつ悲惨な人道危機が起きてもおお、いまだ悲惨な軍事作戦が展開されております。グレタさんは、ジェノサイド、大量虐殺に沈黙するほど危険なことはないと訴えております。

今日、6月20日は、国連が定める世界難民の日であります。紛争や迫害などの理由で避難を余儀なくされた人々の保護や支援に対する関心を高めるため、2000年に制定されました。世界では、現在1億2,210万人もの人々が避難を強いられております。世界に響かない声が聞こえ、社会に届かない小さな声、提出する問題感へ今私たちに何ができるでしょうか。

結びに、政治や経済の改革、制度や機構の刷新など、外形的な変革だけで決して人間社会の課題は解決できるものではありません。人間を置き去りにし、生命尊厳の基軸を失った変革は、結局、ゆがみをもたらし、行き詰まってしまう。ゆえに、人間のためという原点を忘れてはならないとの公明党創立者の進言を添えて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（山崎幸子君） 以上で松村広志君の一般質問を終了します。

○議長（山崎幸子君） 日程第2 議案第6号 美浦村職員の旅費に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（山崎幸子君） 日程第3 議案第7号 美浦村税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（山崎幸子君） 日程第4 議案第8号 財産の取得について（R07国補美浦村立学校学習者用コンピュータ機器等購入）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（山崎幸子君） 日程第5 議案第9号 令和7年度美浦村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（山崎幸子君） 日程第6 議案第10号 令和7年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（山崎幸子君） 日程第7 議案第11号 令和7年度美浦村下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（山崎幸子君） 日程第 8 議案第12号 令和 7 年度美浦村電気事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（山崎幸子君） 日程第 9 議案第13号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第14号 令和 7 年度美浦村一般会計補正予算（第 2 号）の 2 議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっている 2 議案につきましては、提案理由の説明書を事前に配付しております。

お諮りいたします。

議案第13号及び議案第14号について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

議案第13号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第14号 令和7年度美浦村一般会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（山崎幸子君） 日程第10 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査について申出がありました。

お諮りいたします。

本件は各委員長の申出のとおり、調査事項としたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長（山崎幸子君） 以上で本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって、令和7年第2回美浦村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後1時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 山 崎 幸 子

署 名 議 員 沼 崎 光 芳

署 名 議 員 北 出 攻

署 名 議 員 諸 岡 正 明